

債権譲渡登記

ないこと証明申請データ仕様

(平成26年6月2日更新)

法 務 省

目 次

1. 使用する電磁的記録媒体	1
2. ファイル名及び記録すべき事項	1
3. ファイル形式	1
4. 使用可能文字規定等	1
5. ファイルへの記録方法	2
6. ないこと証明申請データ仕様	4

1. 使用する電磁的記録媒体

ないこと証明申請データを記録する媒体は、以下のいずれかとする。

- ・ JIS に準拠した 120 mm の CD-R とし又は CD-RW とする。ファイルシステムは JIS X 0606 とすること。また、書き込み方法は、追記を不可とするために、ディスクアットワンス (Disk at Once) とする。

なお、1 媒体 1 申請とし、1 媒体に記録することができる「ないこと証明」の証明対象となる譲渡人又は質権設定者（以下、「譲渡人等」という。）は、2,000 社以内とする。したがって、2,000 社を超える譲渡人等についてないこと証明を請求する場合には、その超える部分については別申請としなければならない。

電磁的記録媒体の提出に当たっては、CD-R 又は CD-RW を格納したケースに申請人の氏名（商号等）及び申請の年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

2. ファイル名及び記録すべき事項

1 個の電磁的記録媒体には、ないこと証明申請データとして特定情報ファイル（ファイル名「SEARCH.xml」）を設ける。

なお、ファイルの拡張子「.xml」は、半角小文字でなければならない。

特定情報ファイル（「SEARCH.xml」）には、ないこと証明の証明対象となる譲渡人等の「商号等」、「フリガナ」、「所在」及び「会社法人等番号」を記録する。ただし、「会社法人等番号」が不明である場合には、記録することを要しない。

3. ファイル形式

ファイルの形式は、XML 規格とし、JIS X 4159 で規定する Extensible Markup Language (XML) 1.0 に準拠しなければならない。

4. 使用可能文字規定等

(1) 使用可能文字

- ・ JIS X 201 及び JIS X 0211 が定義する文字集合（ただし、一部を除いた制御文字及び 1 バイト仮名文字は除く。）を使用可能とする。
- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合（非漢字、第一水準漢字及び第二水準漢字）を使用可能とする。

(2) 使用不可文字

- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合のうち、次の 6 文字を使用不可とする。
「―」, 「～」, 「//」, 「¢」, 「£」 及び 「ー」
- ・ 申請データに外字（JIS X 0201 及び 0208-1997 に定義されていない文字）が含まれている場合には、その外字の読みをカタカナで記録する。

(3) 文字コード規定

8-bit UCS Transformation Format (UTF-8) にて規定された文字コードとする。

5. ファイルへの記録方法

- (1) 特定情報ファイル（「SEARCH.xml」）ファイルに所要事項を記録する際には、次の 6 に定めるところにより、「項番」の欄に掲げる番号の順に「タグ名」欄に掲げる事項を「文字種類」欄に掲げる文字等を用いて記録する（「商号等」の項を除き「スペース」を含んではならない。）。
- (2) 「タグ名」欄に掲げる事項を記録する際には、記録すべき事項の前後にそのタグ名を記録しなければならない。例えば「＜商号等＞法務商事株式会社＜/商号等＞」のように記録しなければならない。
- (3) 「文字数」欄に掲げる数値は、記録すべき文字数を示す。この文字数は、「固定／可変」欄に「固定」と表示された項目については、定められたとおりの長さでなければならないが、「固定／可変」欄に「可変」と表示された項目については、定められたとおりの文字数以内であればよい。
- (4) 「条件」欄に「必須」と表示された項目は、必ず記録しなければならない。「任意」と表示された項目は、記録しなくてもよい（ただし、各項目の「記録上の注意事項等」に従う。）。「予備」と表示された項目は、将来使用することを予定したものであって、現段階では記録することはできない。
- (5) 譲渡人等の商号又は名称を記録する際には、「商号等」の項に本来の表記（戸籍に記載した事項の証明書、登記事項証明書に記載されている漢字仮名交じりのもの又はローマ字その他の符号）を記録し（商号等にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き「全角スペース」を記録することができる。），「フリガナ」の項に片仮名で読み仮名を記録する。
- (6) 「商号等」及び「所在」に入力可能な文字は、JIS 第一水準及び第二水準に限られ、外字が含まれている場合には、当該漢字を片仮名で記録する。
- (7) 「所在」を記録する際、政令指定都市（札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大

阪，堺，神戸，岡山，広島，北九州，福岡，熊本の各市）にあつては，都道府県名を省略して記録することができる。

また，番地の入力については，「番地」，「番」，「号」等を省略せずに，登記事項証明書の記載と同様に正しく記録しなければならない。

6. ないこと証明申請データ仕様

ないこと証明大量請求の場合に作成する特定情報ファイル（SEARCH.xml）

項番	タグ名	固定／可変	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	特定情報						債権譲渡登記ファイルを特定するための譲渡人の情報を記録する。	
2	譲渡人情報						複数の譲渡人を記録する場合には、各譲渡人ごとに項番2から6までの事項を記録しなければならない。	↑ 人数分繰り返す ↓
3	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須	コウオツサンギョウカブシキガイシャ	譲渡人のフリガナを記録しなければならない。	
4	商号等	可変	60	全角	必須	甲乙産業株式会社	譲渡人の商号等を記録しなければならない。	
5	本店等所在	可変	90	全角	必須	東京都中央区京橋一丁目1番1号	譲渡人の本店等所在を記録しなければならない。	
6	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意	010001111111	会社法人等番号がある場合には、記録することができる。	
7	予備	可変	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。	

（注） ないこと証明申請データの特定情報ファイルに記録できる譲渡人又は質権設定者の数は、最大2,000社までである。